

特例病床制度（医療法第 30 条の 4 第 9 項）の概要

1 特例病床制度について

病院及び診療所の病床については、医療計画において、二次医療圏ごとに病床数の規制基準である基準病床数が設定されており、既存病床数がこの基準病床数を上回っている、いわゆる病床過剰医療圏においては、原則として病床の増・新設ができない。

特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の増・新設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な「がん又は循環器疾患の専門病床」「周産期疾患の専門病床」「緩和ケア病床」などの一定の病床については、医療計画において設定された基準病床数に、厚生労働大臣の同意を得た数を加えたものを基準病床数とみなし、病院開設・増床の許可を行うことができる制度である。

2 病院の特例病床の種類

特例病床として、医療法施行規則第 30 条の 3 2 の 2 に 13 類型が規定されている。

病院の特例病床の内容	
1	専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関する病床（高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床に限る。）
2	専ら小児疾患に関する病床
3	専ら周産期疾患に関する病床
4	専らリハビリテーションに関する病床（発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なりハビリテーションに係るものに限る。）
5	救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病床
6	アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病床
7	神経難病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病床
8	専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病床
9	共同利用（病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる）に関する病床
10	後天性免疫不全症候群に関する病床
11	新興感染症又は再興感染症に関する病床
12	医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験を行う病床
13	診療所の病床を転換して設けられた療養病床

3 手続きの流れ

特例病床については、地域医療構想調整会議での協議・合意後、県医療審議会（病床等整備部会）に諮問し、答申を受けて厚生労働省への協議を行う。

病院の特定の病床等の特例について (医療法第30条の4第9項の規定に基づく特例措置)

病院において、次の機能を提供する場合については、厚生労働大臣の同意を得たうえで、当該機能に係る病床の設置、若しくは増床が可能となる特例措置。

(医療法第30条の4第9項、施行規則第30条の32の2第1項)

- 第1号関係 がんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関する医療
- 第2号関係 小児疾患に関する医療

地域医療構想調整会議における協議事項

- 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性 等

